

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、3月9日（火）以降のスポーツ少年団活動について下記のとおりといたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- スポーツ少年団活動については競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底し、実施すること。
- 対外試合等については、開始日を3月9日（火）からとし、実施にあたっては、感染防止対策を徹底すること。  
ただし、緊急事態宣言発令地域および県内警戒度「4」の地域等での実施またはその地域の単位団との交流（練習試合の受入等）は自粛とする。
- 宿泊を伴う活動については、当面の間自粛とする。

令和3年3月5日  
群馬県スポーツ少年団  
本部長 小林 馨